

附属図書館における飲食及び携帯電話等の利用について

平成 22 年 10 月 18 日

平成 28 年 3 月 15 日(改訂)

図書館委員会決定

附属図書館(以下「図書館」という)内における飲食, 携帯電話等の利用に関する取扱いについて, 次のとおり定める。

1 飲食

(1) 飲料

ペットボトル等の蓋のついた容器に入った飲料に限り, 持ち込みを認める。ただし, アルコール飲料等他の利用者に迷惑を掛けるおそれのある飲料の持ち込みは, 禁止する。

(2) 食べ物

ブックラウンジでは, パン, サンドウィッチ, おにぎり等の軽食に限り食べることを許可するものとし, 汁や強い臭気のある食べ物は禁止する。

(3) 講演会等の開催における飲食

図書館長が必要と認めた場合は, 使用を許諾した施設内での飲食を特別に許可することがある。

(4) その他の注意事項

図書館に持ち込んだ飲食に係るごみは, 各自が持ち帰るものとし, 図書館の器物を飲食等で汚した場合は, 各自が清掃する。

2 携帯電話等及びパソコン

携帯電話等及びパソコンによる通話は, ブックラウンジ又は携帯電話ブースでのみ許可する。また, 携帯電話等及びパソコンは消音モードで利用し, 館内でのゲームは禁止する。

3 その他

(1) 図書館内では, 他の利用者の迷惑となる行為は慎む。

(2) 図書館の利用に当たっては, 図書館職員の指示に従う。